



國家圖書館編

東亞同文書院 中國調查手稿叢刊

121



國家圖書館出版社

六月四日

六月三日



國家出版基金項目
NATIONAL PUBLICATION FOUNDATION

國家圖書館
編

東亞同文書院
中國調查手稿叢刊

121

國家圖書館出版社

第一二二冊目錄

昭和四年（一九二九）調查報告（第二十六期生）

蘭領印度對支貿易事情

荷屬東印度對華貿易情況

田路章

第六十四卷

……………一

廈門、汕頭、香港、廣東に於ケル一般的施設之概略及其將來之計畫
廈門、汕頭、香港及廣東の一般性施設之概略及其將來之計畫

小幡廣士

第六十五卷

……………一三五

雲南、四川の工業調査
雲南、四川の工業調査

土田増夫

第六十六卷

……………二八五

內蒙古政治經濟事情

內蒙古政治經濟情況

黑龍江省呼倫墨黑路沿線都市行政調查

黑龍江省呼倫墨黑路沿線城市行政調查

四川省交通調查

四川省交通調查

山名正孝 第六十七卷 三五七

宮澤敞七 第六十八卷 四八一

山下長次郎 第六十九卷 六二九

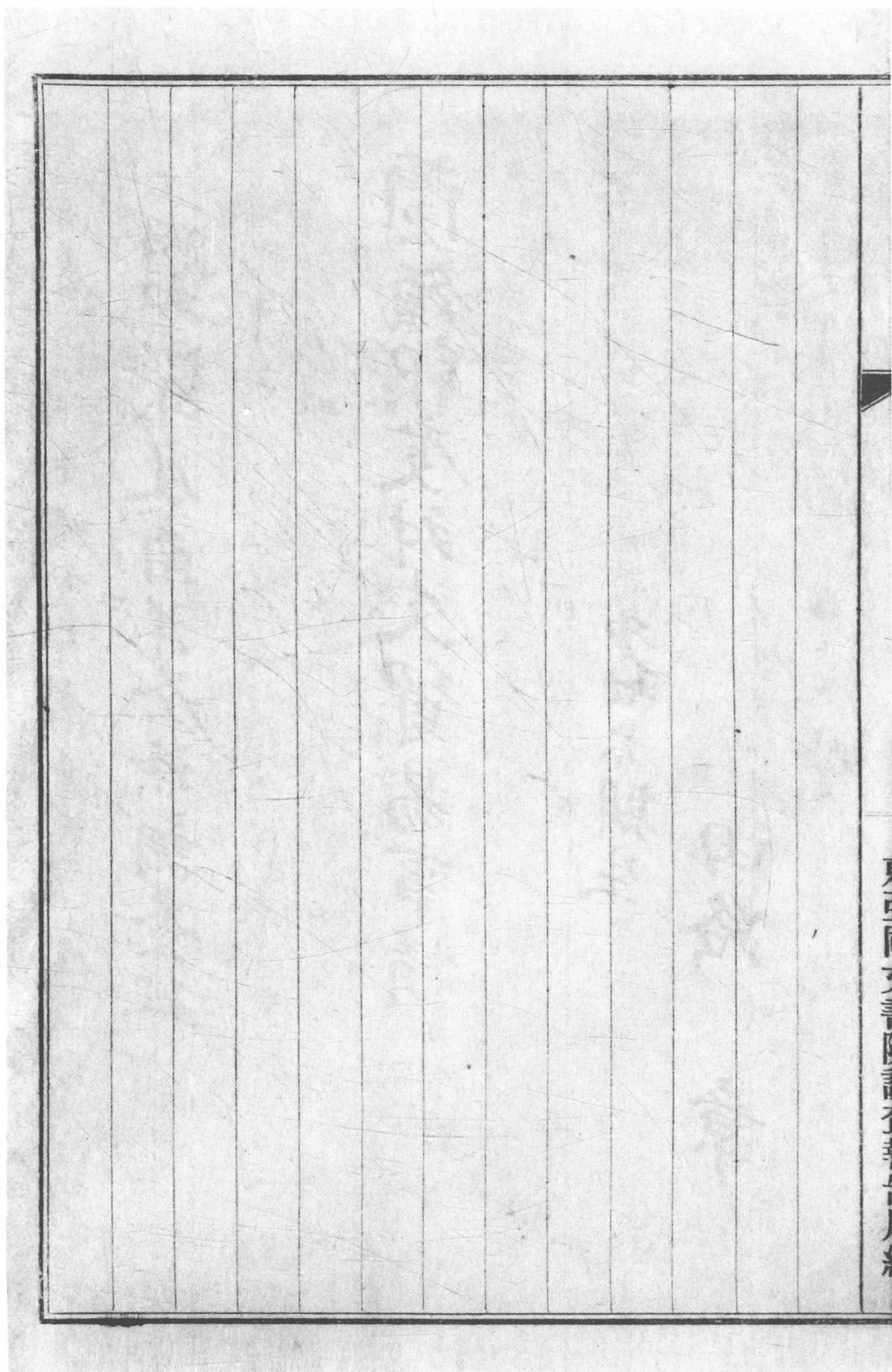
昭和四年度南洋全濠調査班

蘭領印度對支貿易事情

才廿六期生

田路

章



蘭領印度對支貿易調査

目次

第一章

總説

第一節

商品ノ取引方法

第二款

輸出商品

第三款

輸入商品

第二節

商工會議所及び三三類似機關

第一款

商工會議所

第二款

貿易組合

第二章

關稅制度

第三章

輸出入概要

第一節

貿易及海運ニ關スル法規

第二節

輸入状況及重要商品

五款

爪哇及ミドラ嶼輸入状況

六款

外領不詳米及島嶼南印輸入状況

七款

南領印度一於ミドラ嶼素酸加里使用、

煙火・爆竹・封入輸入禁止運動

八款

南領印度輸入統計稅評定価格

九款

輸出状況及重要商品

十款

爪哇及ミドラ嶼輸出状況

十一款

外領不詳米及島嶼南印輸出状況

十二款

南領印度輸出統計稅評定価格

第十三章

物価指数調査

完

蘭領印度ハ南洋ニ於ケル他ノ殖民地上同ジリ原料生産ヲテ
 工業品トシテハ、ソノ輸出サレテイルモノハ各種ノ石油製品、茶、生
 工業品タル砂糖、揮発性油（シトロネラ油其他）、タバコ等ニ
 過ギナイガ、原料品タル熱帯天産物ノ取引ハ、海内ニ外ニトモ
 頗ル旺盛ニシテ、スラバヤ、バタビヤ等ノ大都會ニ於テハ、欧米
 ハ勿論日支ノ大商社軒ヲ並ベテ取引ニ熱中シテ居ル有様
 デアル。

蘭領印度ニ於ケル大ナル對外市場ハスラバヤ、バタビヤ、スマ
ラン、チエリボンテアワテ、何レモ爪哇ニアリ、外領ニ於テハ、モルツ
ケン群島ニ於ケル天産物ノ輸出港トシテ南ニ、マカッサル、北ニ、

ナドアリ。ホルネオニハ少し段ハ落ケルガ、パンジャンマシ、ホ
ンチアナアリ。スコトラニハメダン、パダン等カアル。其他対収取引ノ主
たる市場トシテハ、バンドン、ゲヨウゲヤ、ソロ、ペカロンカン、マダラン、バ
スロウアン等カアル。

対収的取引ノ大部分ハ、支那人ノ手ニ依テ行ハレ、臣利比亞人ニ
次ギ、日本人、土人ハ僅カニ其一部ヲ分担スルニ過ギナイ。従フテ大正
八年、支那人ホイコフトアフテ以来、ホイコフトノ勃興スル迄、日本ヨリ
輸入スル商品ノ取引ハ非常ナル打撃ヲ蒙リ、其為大、最近デハ、
日本ヨリ輸入スル商品ノ取引促進ノ為、日本デモ大会社ノ後援
ヲ得テ、ケエーン・ストロップ、式ノ店ヲ蘭領ノ各方面ニ開リカ、自営者
ヲ入レテ直接土人ト取引スルカト云フ事ガ大分問題ニナツテ、日本
商權ノ伸長上何トカシテ實現セネバナラヌ段取リトナツテ居
ル。

對外的取引ハ、主に歐洲人（殊ニ和蘭人）ニ依ツテ行ハレ、日本人、米亞人等ニ次ギ、支那人ハ新嘉坡、香港、支那各地ト偉カク取引ヲ爲スニ追ヤナシ。日本へハ輸出品ハ砂糖、石綿、製品、タビカ原料タルガブレキ等デ、日本カラハ輸入品ハ綿糸布ヲ其大泉トシ、陶磁器、硝子製品、セメント、諸雜貨ニ次グ。

初一節 商品ノ取引方法

初一款 輸出商品ノ取引方法

輸出商品ハ砂糖、護護ヲ始メ、茶、タビカ等ニ至ル迄等級ガ定ナテアリ、各等級ニ附隨スル条件ト云フモノ見本説明書ニ依テ定マフテ居ルカウ其レヲ標シテ、所謂 *Standard* 標シ（標準契約書）ニ依テブローカーヲ通シテ賣買ノ契約ヲス

ル。必ずブローカーヲ通シテ賣買契約ヲスルト云フが、蘭領印度ニ於ケル取引ノ特色ナル。ブローカーヲ便用スルトキハ、直賣買ノ時ヨリモ仲立料ヲ支払ハネバナラヌト云フ缺點アルモ、其代リニ相手ノ信用状態ニ就テ直取引ノ場合ノ様ニ面倒ナル調査ヲスル必要ガナイカラ、却テ便利ナル。蘭領ニ於ケルブローカーハ所謂スウオルンブローカーデ、種々面倒ナ条件（殊ニ其人物）ヲ具備シナケレバ政府ニ於テ其管理費ヲ認可セヌデ、少ナリモブローカーデ。ファームノ主人ハ絶対ニ信用シテ差支ヘナイデアル。無論番頭ニモ何ハシイモガアルコトハ注意セネバナラヌ。信用確實ナル者ニ、ダンロフ・トカ、ハイゼル・シントカ云フブローカーノ会社ガアル。

砂糖ノ取引方法ハ、爪哇製砂糖工場ノ大部分ヲ廻廻スル所謂トラスト、トノ取引（生産者對商人）、トラスト外工場トノ取引（生産者對商人）及セコンド・ハンド市場取引（商人間ノ取引）ト、三種ガアル。

トラストヨリ買給セントスル者ハ、仲買人ヲ通ジテ注文条件ニ契
 約成立迄ニ於ケル保証条件ヲ附シテ、エヲトラストノ秘書役ニ
 提出セバナラヌ。提出時ハ、午前七時頃ヨリ午後九時頃ニ至ルハ
 テアレバ何時テモ差支ヘナイ。又トラストニ於ル保証ニ付イテ見ルニ、
 信用確實ナル大倉社及商店ニ於テハ、トラストハ特ニフリー・
 リミットナル制度ヲ設ケテ、或一定ノ限度（例ヘバ五十万圓、百万圓）
 マデハ何等ノ保証ナク買付、特取ヲ付ヘル。但シ其限度ハ会社
 ノ信用状態ニ依テ異リ、例三井物産、三菱商事会社ハ此界
 典ニ於テ居ル。銀行ノ保証ニ依ル場合ハ、保証状ヲ発行スル
 銀行ハスラバヤニ事務所ヲ有スル銀行ナルコト。保証状ハ必ずト
 ラスト所定ノ形式ニ據ルナキ事ヲ要シ、保証額ニ付シテモ信
 用如何ニ依リ一定ノ限度ヲ設ケ、一社商人ト同様ニ銀行ニモ一
 定ノフリー・リミットヲ付ヘルガ、其以上ノ金額ニ及ブ場合ニハ超

追部分ニ對シテニ割リ担保物件ヲトラストニ提出セシム。正金、三井銀行兩行トモ斯ル制度ヲ設ケテ居ル。

トラストハ、加盟工場ノ何レノ製薬品ヲモ引渡ス事が出来、トラストが買手ニ引渡ス可キ場所ハ、通常買手が指定スル倉庫庫前面前面トサレ、此場合午方ニ時ニ引渡が行ハレル時ハ、買手ハ必ず之ヲ受取ラネバナラナイ。船舶運送が行ハレル場合ハ正午十二時迄一モ一ハ必ず受取ラネバナラナイ。

包装ハ、重サニ對度ハ分一五、強固ナ麻袋ニシテ、長サ四十四吋、幅二十六吋半一モヲ使用シ、且ニ砂糖ヲ詰ナテ平均重量二百七グラムステルガム對度トナス必要ガアル。又買手ハ二十五袋ヲ一組トスル取一袋ノミヲ看買シ、他ハ之ヲ同一ト見做ス。黄双ハ稀ニ籠詰トサレル場合ガアルガ、五擔以上ヲ詰タル事が出来ナイ。

支払ハ取引が済ミ次第現金で行ハレル。又支払場所ハ買手

ノ瓜哇在佳地ト定メテ居ル。而シテ代金支払ト同時ニ所有権ハ買手ニ移轉スル。

トラスト外工場（トラストハ瓜哇糖ノ九割ヲコントロールスル故トラスト外工場ハ其一割ヲ賣捌クニ過ぎナイ）トノ取引モ亦トラスト取引ト同様ニ件買人ヲ通ジテ商人ヨリノ注文ヲ受ケテ賣出ヲ締結スル。賣出条件ハ殆ンドトラストノフレット同一ナルガ、唯多少異ル。其ハ、信用狀又ハ保証金等ヲ要セズシテ信用取引ナル事、及当事者ノ意見が一致スル時ハ、如何ナル引渡期限ノ契約ヲモ締結シ得ル事ナル。

セコンドハンド市場取引ニハ、倉庫契約ト本船渡契約トノ二ニ分割サレテ居ル。セコンドハンド市場取引ノ大部分ハ倉庫渡契約ニ依テ行ハレ、トラスト契約ノ場合ニ於テハ取引ハ殆ンド買手倉庫渡ナルニ反シ、セコンドハンド市場取引ノ場合ニ於テハ取引

ハズレド買手倉庫渡ナル反シ、セコンドハンド市場取引ノ場合ハ、
トラスト契約其儘ヲ履行スル場合ノ外、主トシテ既存保倉
糖ノ引渡、即チ賣手倉庫渡ノ契約ナル。前者ノ場合ニハ、トラ
スト承認ヲ必要トスルガ、後者ノ場合ニハ任意ニ引渡期内ヲ約
シテ取引サレド。

本船渡契約ハ、倉庫契約ニ比シ稀ニ起ル契約ナルヲ、賣手ハ
買手ノ提供セル積取船迄自己ノ費用ヲ以テ運送船側テ引渡ス
契約ナル。買手ハ契約期内成ニ船腹ヲ提供シ、一週内前ニ確
實ニ船名ヲ賣手ニ通知ス。賣手ハ本通知ヲ受ケタル時ハ、直チニ
積出港ヲ指定シ、積取船到着次第船積ヲ開始セヌバナラナイ。
支拂ハ普通 Clean Mate's Receipt 及所要ノ積船書要ト引換
ニ行ハル、モトス。

其他ノ商品タル穀類、コブラ、珈琲、茶、胡麻等ニ就キテハ、